

2019年2月4日
全国港湾18発第59号
港運同盟発18—第4号

防衛省 防衛大臣 岩屋 毅 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新 屋 義 信



港湾産別労使協定/事前協議違反に対する抗議と是正の申し入れ

今般、港湾産別労使関係の根幹をなす、事前協議制度が無視されるという事態が発生しました。具体的には、貴省が荷主となって自衛隊車輛などの輸送のために沖縄県中城湾港と大分県中津港に臨時配船された本船「はくおう」が事前協議の申請もなく2月2日に中城湾港入港、強行荷役を行ったことです。この事態に至る直前まで、現地の港運労使は、当該船社や荷主(貴省関係者)に対し、事前協議の申請を行ったうえで秩序ある港湾運送が維持できるよう要請するなどの努力をしてきました。しかし、貴省ははじめ関係者からの申請はありませんでした。

このような事態を許すことは、港湾労働者の雇用の安定、ひいては港湾運送秩序の維持という制度の根幹を揺るがし、事前協議制度を事実上崩壊させることになることと強く懸念するものです。したがって、現地の港湾労働組合で組織する沖縄地区港湾労働組合協議会(沖縄地区港湾)は、2月2日(土)10時から、中城湾港において抗議の視察行動を毅然且つ整然と行いました。

また、この行動を実施するにあたり、事前に港湾管理者に通知したところ、SOLAS条約を理由に、港湾労働者の行動に責任ある組合役員や港湾労働者の当該ふ頭内への立ち入りを制限されるという極めて不当な対応がありました。このこともまた、港湾労働組合として看過できないことです。

ついては、次の措置を講じられるよう申し入れ、誠意ある対応を要請する次第です。

記

1. 産別協定・事前協議制度を無視した今般の貴省の対応について謝意を内外に明らかにしたうえで、港湾労働者の雇用と職域、及び港湾運送秩序の維持をはかるための産別労使協定、事前協議制度を港湾運送利用者として厳格に履行するために、本件のような事態を繰り返さないよう対応を改めること。
2. 貴省の関係車両や関係物資などの移送に海上輸送を利用する場合は、すべての港湾産別協定を順守した手続きを徹底するよう、関係部局に周知・徹底すること。

以 上

(写) 国土交通省港湾経済課、(一社)日本港運協会